

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530070

研究課題名(和文) 価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関する研究

研究課題名(英文) Study Concerning the Regulations Against Price Squeeze Pursuant to the Provisions of the General Competition Law

研究代表者

福田 雅樹 (FUKUDA, Masaki)

早稲田大学・理工学術院・招聘研究員

研究者番号：30580211

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関する日米EUの比較法的研究である。日米EUにおける価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関する裁判例等及び学説等について、単独取引拒絶、略奪的価格設定、一括割引等価格圧搾に関連する他の反競争的行為に関する裁判例等及び学説等と照合しつつ分析することにより、日米EUにおける議論の展開及び到達点並びに日米EUの異同を整理し、もって我が国における価格圧搾に対する規律の在り方に関し、関連する公益事業法等の規定による規律の在り方をも含め、総合的に検討する際の示唆を得ようとするものである。

研究成果の概要(英文)：This study is a comparative study concerning the regulations against price squeeze (or margin squeeze) pursuant to the provisions of the general competition law in the U.S., the EU, and Japan. This study aims to analyze the judicial precedents and theories concerning the regulations against price squeeze pursuant to the provisions of the general competition law in the U.S., the EU, and Japan by comparing them with the judicial precedents and theories concerning the regulations against refusal to deal, predatory pricing, bundled pricing, and so on pursuant to the provisions of the general competition law, and thereby to find the developments and achievements of the discussions in the U.S., the EU, and Japan as well as the differences among the U.S., the EU, and Japan, so as to find suggestions concerning the regulations against price squeeze in Japan including suggestions concerning the regulations pursuant to the provisions of the relevant laws such as public utility laws.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：価格圧搾 単独取引拒絶 略奪的価格設定 一括割引 経済法 一般競争法 公益事業法

1. 研究開始当初の背景

この研究において「価格圧搾」とは、垂直統合事業者（互いに川上と川下の関係にある二つの市場の双方において事業を営む者）が川下市場における自らの競争者に対して川上市場において供給する商品又は役務（川下市場において供給されるアウトプットたる商品又は役務のインプットとされるもの）の価格及び自らが川下市場において顧客に対して供給する商品又は役務（川上市場において供給される商品又は役務をインプットとして産出されるアウトプット）の価格の設定に当たり、前者が後者を上回るものとし、又は両価格間の差を小さくし、もって川下市場において当該競争者にとって当該垂直統合事業者に対抗することができる価格を設定する余地がないようにすることをいう。

価格圧搾は、川下市場において商品又は役務を供給するために必要となるインプットの取引に関連する行為類型であることにおいては単独かつ一方的な取引拒絶と共通しており、川下市場におけるアウトプットの取引の価格に関連する行為類型であることにおいては略奪的価格設定と共通しており、二つの取引に関連する行為類型であることにおいては一括割引等と共通している。これらのことから、価格圧搾は、単独かつ一方的な取引拒絶、略奪的価格設定、一括割引等の「結節点」に在る行為類型と位置付けることができるものである。したがって、価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律における違法性評価基準は、単独かつ一方的な取引拒絶、略奪的価格設定、一括割引等に対する違法性評価基準との異同及び相互の整合性が問われるべきものである。

価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関し、米国においては2009年2月に、EUにおいては2010年10月に、我が国においては同年12月に、それぞれの最上級審の裁判所による初の判決が下された。

米国においては、価格圧搾に対する反トラスト法たるシャーマン法2条の規定による規律に関し、下級審の裁判例が蓄積されてきたが、2009年2月に至って連邦最高裁判所による初の判決が下された。この判決に係る事件（リンクライン事件）においては、AT&T（既存地域電話会社及びその子会社たるISPを傘下に保有）がその川下市場における自らの競争者たるISPに対し川上市場において提供するDSL伝送サービスの卸売料金の設定及び最終利用者に対し川下市場において提供するDSLによるインターネット接続サービスの小売料金の設定を通じた価格圧搾と同条の規定による規律との関係が取り沙汰されている。この判決は、川上市場における取引に関する反トラスト法上の義務の存否を先決問題とした上で、川上市

場における卸売料金及び川下市場における小売料金のそれぞれについて同条の規定による規律との関係を個別に評価するとの考え方を採り、川上市場における卸売料金については単独かつ一方的な取引拒絶に関する判例（トリニコ事件連邦最高裁判所判決）に、川下市場における小売料金については略奪的価格設定に関する判例（ブルック・グループ事件連邦最高裁判所判決）に依拠して結論を導いている。

EUにおいては、価格圧搾と旧EC条約82条（現EU機能条約102条）の規定による規律との関係に関し、欧州委員会が扱った事案に関する行政事例及び第一審裁判所の裁判例が蓄積されてきたが、2010年10月に最上級審たる司法裁判所による初の判決が下された。この判決に係る事件（ドイツ・テレコム事件）においては、ドイツの電気通信市場の自由化前に固定電話サービスを法的に独占していたドイツ・テレコムが川下市場における競争者に対し川上市場において提供するローカル・ループの卸売料金の設定及び最終利用者に対し川下市場において提供するADSLサービスの小売料金の設定を通じた価格圧搾と当該規定による規律との関係が取り沙汰されている。この判決は、ドイツ・テレコムが価格圧搾によって自らと同程度に効率的な競争者を川下市場から閉め出すことを非難するとの立場から、川下市場における小売料金と川上市場における卸売料金格との差を問題視してその結論を導いているが、その際、卸売料金及び小売料金のそれぞれについて同条の規定による規律との関係を個別に評価することの必要性を否定している。

我が国においては、価格圧搾に対する独占禁止法の規定による規律に関する裁判例としては、2010年12月に最高裁判所が下した判決のほかには、その原審において東京高等裁判所が2009年5月に下した判決が挙げられるのみである。両判決に係る事件（NTT東日本事件）においては、NTT東日本がその加入者光ファイバ設備を川下市場における自らの競争者の電気通信設備と接続する際に当該競争者に対し課する接続料の設定及び川下市場における最終利用者向けのFTTHサービスのユーザー料金の設定を通じた価格圧搾と独占禁止法の規定による規律との関係が取り沙汰された（接続料は、卸売の対価そのものではないが、最高裁判所の判決が「加入者光ファイバ設備接続市場」と称する川上市場においてNTT東日本が川下市場における自らの競争者に対し課する対価であることから、リンクライン事件及びドイツ・テレコム事件において取り沙汰された卸売料金に相当するものとして理解することができるものである。）。両判決は、いずれも、接続料とユーザー料金との差を問題視してそれぞれの結論を導いている。

このように、価格圧搾に対する一般競争法

の規定による規律について日米EUの最上級審の裁判所による初の判決が出揃ったことにより、日米EUの比較法的研究を行うべき環境が整ったと見られるようになったことが本科費の応募時点たる2010年11月の前後の状況であり、本研究の開始当初の状況であるといえよう。

2. 研究の目的

この研究は、価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関し日米EUそれぞれにおける議論の展開及び到達点並びに日米EUの異同を整理し、もって我が国における価格圧搾に対する規律の在り方に関し、関連する公益事業法等の規定による規律の在り方をも含め、総合的に検討する際の示唆を得ることを目的とする。

ここで関連する公益事業法等の規定による規律の在り方をも視野に入れることとした理由は、価格圧搾が、電気通信事業をはじめとする公益事業のように、競争原理が導入され、最終利用者向けの商品又は役務については競争が進展していても、その重要なインプットについては事実上の独占から脱却しがたい状況にある場合に行われやすい行為類型であるが、そのような事業における価格設定に対する規律の在り方は、一般競争法のみならず、公益事業法等当該事業自体を関心の対象とする法制度にも関わる問題であるからである。

3. 研究の方法

この研究においては、2.において述べた目的を達成するため、日米EUにおける裁判例等及び学説等について、単独かつ一方的な取引拒絶、略奪的価格設定、一括割引等価格圧搾に関連する他の反競争的行為に関する裁判例等及び学説等と照合しつつ分析することにより、日米EUそれぞれにおける議論の展開及び到達点並びに日米EUの異同を整理した上で、その結果に基づき、我が国における価格圧搾に対する規律の在り方に関し、関連する公益事業法等の規定による規律の在り方をも含め、総合的に検討する際の示唆を得るとの方法を採った。

研究に当たっては、1.で紹介した価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律について日米EUの最上級審の裁判所による初の判決がいずれも情報通信の分野における価格圧搾をめぐる事件に係る判決であったことに鑑み、この研究における価格圧搾の典型として情報通信の分野における価格圧搾を念頭に置くこととし、関連する公益事業法等の規定による規律の在り方を検討するに当たっても、関連する公益事業法等の典型として電気通信事業法制を中心とする情報通信法制を念頭に置くこととした。このように価格圧搾が行われる事業の分野及び関連

する公益事業法等の典型を具体的に念頭に置くこととしたことは、情報通信法制をめぐる裁判例、学説等からの示唆が期待できるとともに、情報通信の分野におけるプラットフォームの台頭等今日的な動向をも視野に入れた検討を進めやすくなることが期待できるとの考えによるものである。

裁判例等及び学説等を分析するに当たっては、文献の検討が中心となるが、これを補完すべく、価格圧搾及びこれに関連する他の反競争的行為をめぐる状況、裁判例等及び学説等に対する評価、垂直統合事業者が川上市場において有力な地位を占めている分野における競争の動向、隣接分野の知見等に関し示唆を得るべく、有識者、実務者、行政当局等からのヒアリング調査をも行った。

4. 研究成果

リンクライン事件連邦最高裁判所判決は、川上市場における卸売料金及び川下市場における小売料金を個別に評価しており、両者の差に着目する主張を斥けている。川上市場については、トリニコ事件連邦最高裁判所判決（既存の自発的な取引がある場合を反トラスト法上の取引義務の外縁と判示するもの）に依拠して、AT&Tには、FCCによる規制上の取引義務があるとしても、反トラスト法上の取引義務がないことを指摘した上で、反トラスト法上の取引義務がないのであれば、そもそも取引を拒絶することが反トラスト法上禁ぜられない以上、競争者にとって好ましい卸売料金で取引することの反トラスト法上の義務もないとしている。川下市場についてはAT&Tの小売価格の略奪的価格設定への該当性についてブルック・グループ事件連邦最高裁判所判決に掲げる基準に基づく主張がなされていないとし、AT&Tの小売価格の低さに対する原告の主張をも斥けている。その上で、川上市場における卸売の段階での取引義務がなく、かつ、川下市場における小売料金が略奪的価格設定でない場合において、卸売料金と小売料金との差が競争者のマージンが残るようなものにする必要はないと総括している。また、アルコア事件第二巡回区連邦控訴裁判所判決で採られた移転価格テストについては、反トラスト法上の根拠を欠くものとして、これを一蹴している。

ドイツ・テレコム事件司法裁判所判決は、ドイツ・テレコムの川上市場における卸売料金と川下市場における小売料金の差がドイツ・テレコム自身による小売サービスに係る製品特殊な費用を十分に償うだけのものとならない場合には価格圧搾の存在を認め、当該価格圧搾についてドイツ・テレコムと同等に効率的な競争者を排除する効果がある場合に支配的地位の濫用を認めるとしている。その際、川上市場における卸売料金そのものが過大であるか否か及び川下市場における

小売料金そのものが略奪的なものであるか否かは不問とされており、価格圧搾が取引拒絶及び略奪的価格設定とは区別される行為類型として捉えられている。

ドイツ・テレコム事件司法裁判所判決で採られた基準は、リンクライン事件連邦最高裁判所判決が一蹴した移転価格テストと軌を一にする基準であり、川下市場において垂直統合事業者と同等に効率的な競争者が排除されることとなるか否かに着目する基準であるとされている。しかるに、リンクライン事件連邦最高裁判所判決が川下市場における価格設定に関し依拠したブルック・グループ連邦最高裁判所判決に掲げる基準もまた、当該価格設定が行われた市場において当該価格設定をした事業者と同等に効率的な競争者が排除されることとなるか否かに着目する基準として理解されている。両基準は、価格圧搾について適用する場合には、いずれも川下市場において垂直統合事業者と同等に効率的な競争者が排除されることとなるか否かに着目すること自体において共通している。その場合における両者の違いは、後者が川下市場において供給される商品又は役務の供給に要する費用の同等性をもって川下市場における競争者の効率の垂直統合事業者との同等性と理解するものであるのに対し、前者が川下市場において供給される商品又は役務の供給に要する費用のうち専ら製品特殊的費用のみの同等性をもって川下市場における競争者の効率の垂直統合事業者との同等性と理解するものであることである。

ドイツ・テレコム事件司法裁判所判決は、EUならではの「特別の責任」論に依拠しているほか、競争が歪められないようにするためには多様な事業者間において機会の同等性が確保されていることが必要であるが、本件における機会の同等性とはドイツ・テレコムとその同等に効率的な競争者との小売市場におけるイコール・フットイングを意味するとの考えをも示している。このようなEU固有の文脈を前提にすることができる事情がある場合は別論、そのような事情がない場合において、川下市場における効率を評価する際に、川下市場において供給される商品又は役務の供給に要する費用をもってせず、専ら製品特殊的費用のみをもってすべきことを裏付ける事情の存在は、決して一見して明らかではない。けだし、川下市場は、決して製品特殊的費用に対応する投入要素の供給に係る市場ではなく、あくまでも当該投入要素と川上市場に係る投入要素とを組み合わせることより産出される商品又は役務そのものの供給に係る市場であるからである。

ところで、ドイツ・テレコム事件司法裁判所判決で採られた基準は、一括割引に関し米国の下級裁判所の裁判例において採用されたことがある割引帰属基準と通底する。学説の中には、価格圧搾及び一括割引がいずれも

複数の分野で事業活動を行う事業者が各分野のアウトプットの価格を操作することにより、一部の分野における競争者を排除しようとするものであることにおいて共通していること及び両者の違反要件に共通する点が存在することに着目して、両者を本質的に同じことを問題としているものと評価した上で、価格圧搾の違法性評価基準についても一括割引の違法性評価基準によるべきことを主張するものも見られる。この主張については、川下市場が、決して製品特殊的費用に対応する投入要素のみの供給に係る市場ではなく、あくまでも当該投入要素と川上市場に係る投入要素とを組み合わせることにより産出される商品又は役務そのものの供給に係る市場であるという事実と相容れるのかについて、疑問が残る。

価格圧搾の違法性評価基準に関する学説としては、前段落で言及したもののほか、価格圧搾の反競争的効果を重視して移転価格テストによるべきことを説くものが見られる一方で、移転価格テストの問題（ダブル・マージナリゼーションの問題、垂直統合事業者が川上市場において競争者と取引をしたくなくなるという問題、一般競争法上の取引義務がない場合に価格圧搾を一般競争法違反とすべき理由が見いだしがたいという問題等）を指摘するもの、財産権固有の機能に着目してリンクライン判決の基準を支持するもの、リンクライン判決の基準を踏まえつつ更なる精緻化を試みるもの（小売価格と卸売価格との差が川下市場の製品特殊的費用を下回る場合には、垂直統合事業者とその川下市場における競争者との間に川上市場における既存の取引関係があり、かつ、垂直統合事業者が当該競争者の川上市場への参入（すなわち、垂直統合）を阻止しようとしているときに限り反トラスト法違反と解すべきとするもの、垂直統合事業者の川上市場におけるこれまでの供給の有無の別に応じてベンチマーク価格を定め、川下市場における競争者がベンチマーク価格以上での取引を垂直統合事業者に提案したか否か等によるべきとするもの等）等多様なものが見られる。

この研究の成果については、この研究に対する科研費による助成の初年度たる平成23年度から平成25年度までの間、研究の進捗に応じて、都度都度の成果の一部を学術論文、学会の大会及び研究会における口頭発表、国際シンポジウム等において中間的に報告してきたところであるが、この研究の最終的な成果を集約する論文の公表に向け、目下取組を進めているところである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

福田雅樹 = 林秀弥「情報通信プラットフォームに関する競争法的考察(1)」名古屋大学法政論集 252号 1頁 70頁(2013年) 査読無し

福田雅樹 = 林秀弥「情報通信プラットフォームに関する競争法的考察(2・完)」名古屋大学法政論集 253号 225頁 269頁(2014年) 査読無し

〔学会発表〕(計6件)

林秀弥 = 富岡秀夫 = 中崎尚 = 板倉陽一郎 = 福田雅樹「Competition, Regulation, and Consumer Protection in Japan's Telecommunications」情報通信学会情報通信経済法学研究会(2011年10月8日、名古屋大学、招待講演)

福田雅樹「米国における価格圧搾に対する規律に関する一考察」情報通信学会情報通信経済法学研究会(2012年6月24日、国際教養大学)

福田雅樹「価格圧搾の違法性評価基準をめぐる議論の展開」情報通信法学研究会(2012年7月6日、総務省情報通信政策研究所)

Hitoshi MITOMO & Masaki FUKUDA「Telecom Industry (Japan)」Symposium on Telecom and Media in Japan, Korea and Taiwan: Policy and Industry Strategies(2012年12月3日、National Chengchi University, Taipei、招待講演)

Masaki FUKUDA「Media Law and Convergence (Japan)」Symposium on Telecom and Media in Japan, Korea and Taiwan: Policy and Industry Strategies(2012年12月4日、National Chengchi University, Taipei、招待講演)

福田雅樹「電気通信事業法制における競争観の展開」情報通信学会情報通信経済法学研究会(2013年6月23日、東洋大学白山キャンパス)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福田 雅樹 (FUKUDA, Masaki)

- ・早稲田大学理工学術院国際情報通信研究科准教授(2013年3月31日まで)
- ・早稲田大学国際情報通信研究センター 招聘研究員(2013年4月1日から)

研究者番号: 30580211

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者
なし